

# 明治初期の死刑宣告の動向

——京都府史登載の全死刑宣告事件を素材に——（4）

永 田 憲 史

## 目 次

第1章	問題意識	
第2章	明治初期の死刑執行方法に関する規定及びその変遷	（以上71巻1号）
第3章	明治初期の死刑宣告を担った機関及びその変遷	
第4章	明治初期の死刑宣告手続及びその変遷	（以上72巻6号）
第5章	京都府史登載全死刑宣告事件の紹介	（73巻1号）
第6章	京都府史登載全死刑宣告事件の概況	（本号）
第7章	梟首・梟示の宣告事件の分析	
第8章	刎首・斬首の宣告事件の分析	
第9章	絞首の宣告事件の分析	
第10章	明治初期における絞首の位置付け	

## 第6章 京都府史登載全死刑宣告事件の概況

### 1 死刑が宣告された件数

京都府史に登載されている明治元年より同11年までに死刑が宣告された事件は、執行前に死亡した者の事件（「行刑前牢死スル者」）も含めて（以下、同様に計数する）、109件であり、死刑が宣告された人員は154人に及ぶ（表10）。

死刑が宣告された109件を執行方法別に分類すると、梟首・梟示が22件（20%）、刎首・斬罪が74件（68%）、絞首が12件（11%）、自裁が1件（1%）であり<sup>173)</sup>、件数ベースでは、刎首・斬罪が全体の約3分の2を占めている。

また、死刑が宣告された154人を執行方法別に分類すると、梟首・梟示が25人（16%）、刎首・斬罪が116人（75%）、絞首が12人（8%）、自裁が1人（1

173) 各割合は小数第1位を四捨五入しているため、合計が100%とならないことがある（以下同じ）。

表10 京都府史収録死刑宣告事件の状況

	執行方法	梟首・梟示				刎首・斬罪			絞首		自裁	合計
	死亡被害者数	0名	1名	2名	3名	0名	1名	2名	0名	1名	1名	
明治元年	件数	4	0	0	0	4	1	0	0	0	0	9
	人員	5	0	0	0	11	1	0	0	0	0	17
明治2年	件数	3	2	0	0	6	4	0	0	0	0	15
	人員	3	3	0	0	6	6	0	0	0	0	18
明治3年	件数	8	0	0	0	5	0	0	0	0	0	13
	人員	9	0	0	0	5	0	0	0	0	0	14
明治4年	件数	1	0	0	0	3	1	1	0	0	0	6
	人員	1	0	0	0	8	2	1	0	0	0	12
明治5年	件数	0	0	1	0	4	2	0	2	0	1	10
	人員	0	0	1	0	5	2	0	2	0	1	11
明治6年	件数	1	0	0	0	9	6	0	4	1	0	21
	人員	1	0	0	0	13	7	0	4	1	0	26
明治7年	件数	0	1	0	0	0	4	1	1	1	0	8
	人員	0	1	0	0	0	4	1	1	1	0	8
明治8年	件数	0	0	0	1	6	2	0	2	0	0	11
	人員	0	0	0	1	6	18	0	2	0	0	27
明治9年	件数	0	0	0	0	6	0	0	1	0	0	7
	人員	0	0	0	0	11	0	0	1	0	0	12
明治10年	件数	0	0	0	0	3	2	1	0	0	0	6
	人員	0	0	0	0	3	2	1	0	0	0	6
明治11年	件数	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	3
	人員	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	3
合計	件数	17	3	1	1	48	23	3	10	2	1	109
	件数合計	22				74			12		1	
	人員	19	4	1	1	70	43	3	10	2	1	154
	人員合計	25				116			12		1	

%)であり、人員ベースでは、刎首・斬罪が全体の約4分の3を占めている。

当時、刎首・斬罪と梟首・梟示は幕府法時代に別種の執行方法と観念されていたこともあってか、なお別個の執行方法と観念されていたようであり、京都府史でも別々の部にまとめられている。しかし、梟首・梟示は刎首・斬罪の上で梟示するものであるから、実質的には刎首・斬罪の加重類型であると言える。これら2つの執行方法を合わせると96件(88%)、141人(92%)となり、刎首・斬罪の系統の執行方法が件数ベースでも人員ベースでも大半を占め、当時の死刑執行方法の主流が刎首・斬罪の系統であったことが分かる。これに対して、絞首は件数ベースでも人員ベースでも全体の1割ほどに過ぎず、ごく限られた場面で宣告されていたにすぎない。

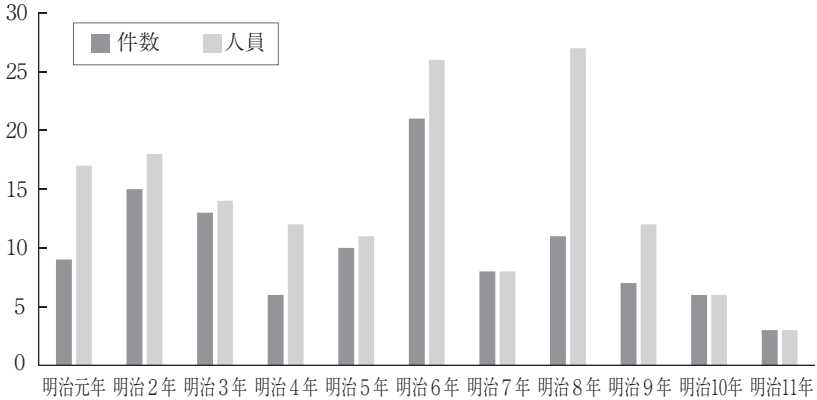
こうした傾向は、第2章において紹介した全国的な傾向とも合致しており、このことも、第4章において結論付けたように、京都における死刑宣告を分析することで全国の死刑宣告の動向を窺い知ることができるということを裏打ちすることになる。死刑が宣告されていながら、京都府史に収録されなかった事件が存在する可能性は払拭できないものの、明治初期の死刑宣告の動向を分析する上でまとまった資料であるとして、以下では、この109件を検討の対象とする。

## 2 死刑宣告された年

死刑が宣告された109件を宣告年別に見ると(表11)、明治6年が21件と最も多く、この年だけで109件のうち2割近くを占めている。その後は、件数が小さくなって、若干の増減はあるものの、減少傾向となり、明治6年以降の全国の動向(前記表1参照)と概ね一致が見られる。一方、同年より前の傾向については、全国の動向が不明であるため、判断できない。

死刑が宣告された154人を宣告年別に見ると(表11)、明治8年が27人と最も多い。このうち、明治8年は、囚獄掛役人を殺害して逃走した、【斬1-京53】京都裁判所宣告明治8年3月19日において17人に斬首が宣告されたことが死刑が宣告された人員を押し上げている。この事例を除けば、死刑を宣告された人

表11 京都府史収録死刑宣告事件：宣告年別件数及び人員



員の変化は、死刑を宣告された件数の変化と概ね重なっていると言える。

次に、執行方法ごとに宣告年を見ると、梟首・梟示が宣告された22件のうち、17件（77%）は明治元年より同3年までの3年間に集中している。新律綱領が頒布されたのは、前述のように、明治3年12月20日のことであり、この3年間のほとんどの期間は新律綱領頒布前の期間であった。また、明治9年より明治11年には、梟首・梟示は宣告されなかった。

刎首・斬罪は、明治元年より同11年まで増減を繰り返しながら毎年宣告されている。

絞首は、明治5年より同9年までの間は宣告されているものの、明治元年より同4年まで及び明治10年より同11年までの間は宣告されていない。絞首は12件しかないので、有意と言えるか判断が難しいものの、その宣告年別に見ると、明治6年が最も多い。

自裁は、明治5年に1件が見受けられるのみである。

このように、執行方法別に見ると、明治元年以降、当初はそれなりに宣告されていた梟首・梟示が減少し、その減少とほぼ同時期に絞首が宣告されるようになったものの、その数は少なく、明治元年より同11年までの間、宣告される執行方法の主流は一貫して斬首・刎首であった。

### 3 死亡した被害者数

死刑が宣告された109件を死亡した被害者数別（強盗致死に当たるような殺害の故意がないものも含む）に見ると（前記表10）、死亡した被害者数0名が75件（69%）、1名が29件（27%）、2名が4件（4%）、3名が1件（1%）であり、件数ベースでは、死亡した被害者数0名の事件が7割近くを占め、同1名の事件を合わせると104件（95%）に及んでいる。

死刑が宣告された154人を死亡した被害者数別に見ると、死亡した被害者数0名が99人（64%）、1名が50人（32%）、2名が4人（3%）、3人が1人（1%）であり、人員ベースでは、死亡した被害者0名の事件が3分の2近くを占め、同1名の事件と合わせると149人（97%）に達している。

このように、当時、死亡した被害者がいない事件において多数の死刑が宣告されており、厳罰傾向が強かったことが窺われる。

### 4 死刑宣告された罪種

では、具体的にどのような罪種で死刑が宣告されていたのだろうか。

分類に当たっては、假刑律、新律綱領及び改定律例が規定する犯罪を参考とし、同種同傾向の罪種ごとに分類することとした。また、複数の犯罪を実行している場合、假刑律の名例律の二罪俱ニ發條<sup>174)</sup>、新律綱領卷二の名例律下の二罪俱發以重論條<sup>175)</sup>及び改定律例卷一の名例律の二罪俱發以重論條例（71條）<sup>176)</sup>の宣告の方法に倣うこととした。すなわち、複数の犯罪を実行した場合であって、それらの犯罪に軽重があるときには、その最も重い犯罪に従って分類し、それらの犯罪に軽重がなく、等しいときには、当該犯罪に従って分類す

174) 「凡二罪以上俱ニ發セハ重キモノヲ以論ス各等キハ一ニ從テ科斷ス」。

175) 「凡二罪以上。俱ニ發覺スレハ。一ノ重キ者ヲ以テ論シ。各等キハ。一ニ從テ科ス。……其贓罪ニ係ル者ハ。重贓ヲ以テ。輕贓ニ併セ。重キニ從テ科ス。若シ併セテ。仍ホ輕ク。若クハ等キハ。一ノ重ニ從テ科ス。輕贓ヲ以テ。重贓ニ併スルヲ得ス。」

176) 「凡二罪以上。俱ニ發覺スレハ。一ノ重キ者ヲ以テ論シ。各等キハ。一ニ從テ科ス。」

ることとした。

死刑が宣告された109件を罪種別（加重類型等の関連する罪種<sup>177)</sup>を含む）に見ると（表12）、強盗等が61件（56%）<sup>178)</sup>と最も多く、過半数を占めている。

177) 例えば、強盗等には、強盗致死及び強盗殺人に当たるものを含む。

178) 【梟0-京1】京都府宣告明治元年12月日未詳、【梟0-京2】京都府宣告明治元年12月日未詳、【梟0-京3】京都府宣告明治元年12月日未詳、【梟0-京4】京都府宣告明治元年12月日未詳、【斬0-京1】京都府宣告明治元年12月日未詳、【斬0-京2】京都府宣告明治元年12月日未詳、【斬0-京3】京都府宣告明治元年12月日未詳、【斬0-京4】京都府宣告明治元年12月日未詳、【斬0-京6（牢死）】京都府が刑部省へ上申明治2年3月25日（明治3年3月25日の誤記と思われる）、【梟1-京5（牢死）】京都府が刑部省へ再申明治2年5月3日、【梟0-京6】京都府宣告明治2年7月19日、【梟1-京7】京都府宣告明治2年7月19日、【斬1-京9】京都府宣告明治2年7月19日、【斬0-京11】京都府宣告明治2年12月19日、【梟0-京9】京都府宣告明治2年12月29日、【斬1-京15（牢死）】京都府が刑部省へ上申明治2年月日未詳、【斬0-京16（牢死）】京都府が刑部省へ上申明治3年2月8日、【梟0-京11】京都府宣告明治3年7月4日、【梟0-京12】京都府宣告明治3年7月4日、【梟0-京16】京都府宣告明治3年月日未詳、【斬0-京20】京都府宣告明治3年月日未詳、【斬1-京21】京都府宣告明治4年4月10日、【斬0-京23】京都府宣告明治4年12月23日、【斬0-京24】京都府宣告明治4年月日未詳、【斬0-京25】京都府宣告明治4年月日未詳、【斬0-京28（牢死）】京都府が司法卿へ再申明治5年9月15日、【斬0-京29】京都府宣告明治5年9月29日、【斬0-京30】京都府宣告明治5年10月24日、【斬0-京31】京都府宣告明治5年10月24日、【斬0-京32】京都府宣告明治6年1月31日、【斬0-京33】京都府宣告明治6年1月31日、【斬0-京34】京都府宣告明治6年1月31日、【斬0-京35】京都府宣告明治6年1月31日、【斬0-京37】京都府宣告明治6年1月31日、【斬0-京38】京都府宣告明治6年1月31日、【絞0-京3】京都府宣告明治6年1月31日、【斬1-京41】京都府宣告明治6年3月10日、【斬0-京42】京都府宣告明治6年6月4日、【斬0-京43】京都府宣告明治6年6月9日、【斬0-京44】京都府宣告明治6年6月9日、【斬1-京46】京都府宣告明治6年10月18日、【斬1-京49】京都府宣告明治7年5月31日、【斬1-京50】京都府宣告明治7年12月13日、【斬1-京51】京都府宣告明治7年12月18日、【斬1-京52】京都府宣告明治8年3月7日、【斬1-京53】京都府宣告明治8年3月19日、【斬0-京54】京都府宣告明治8年3月30日、【斬0-京55】京都府宣告明治8年4月19日、【斬0-京56】京都府宣告明治8年5月7日、【斬0-京57】京都府宣告明治8年5月20日、【斬0-京59】京都府宣告明治8年10月4日、【絞0-京11】京都府宣告明治8年10月4日、【斬0-京60】京都府宣告明治9年3月13日、【斬0-京61】京都府宣告明治9年4月14日、【斬0-京62】京都府宣告明治9年4月15日、【斬0-京63】京都府宣告明治9年5月19日、【斬0-京64】京都府宣告明治9年6月17日、【斬0-京65】京都府宣告明治9年8月28日

## 明治初期の死刑宣告の動向

次いで、殺人等が21件（19%）<sup>179)</sup>、以下、窃盗等が12件（11%）<sup>180)</sup>、通貨偽造等が8件（7%）<sup>181)</sup>、放火等が6件（6%）<sup>182)</sup>等と続いている<sup>183)</sup>。

上記の61件の強盗等には、今日の強盗致死や強盗殺人に当たるような被害者

- 
- ゝ日、【斬2-京66】京都裁判所宣告明治10年3月8日、【斬1-京68】京都裁判所宣告明治10年3月8日、【斬1-京72】京都裁判所宣告明治11年6月12日。
- 179) 【斬1-京5】京都府宣告明治元年12月日未詳、【斬1-京13】京都府宣告明治2年12月日未詳、【斬1-京14】京都府宣告明治2年月日未詳、【斬2-京22】京都府宣告明治4年12月23日、【梟2-京19】京都府宣告明治5年2月5日、【斬1-京26】京都府宣告明治5年7月30日、【斬1-京27】京都府宣告明治5年7月30日、【自1-京1】京都裁判所宣告明治5年10月27日、【斬1-京36】京都裁判所宣告明治6年1月31日、【斬1-京39】京都裁判所宣告明治6年2月10日、【斬1-京40】京都裁判所宣告明治6年2月19日、【絞1-京6】京都裁判所宣告明治6年5月2日、【斬1-京45】京都裁判所宣告明治6年9月18日、【斬1-京47】京都裁判所宣告明治7年1月29日、【斬2-京48】京都裁判所宣告明治7年2月14日、【絞0-京8】京都裁判所宣告明治7年2月25日（未遂。被害者は身体障碍に）、【梟1-京21】京都裁判所宣告明治7年5月31日、【絞1-京9】京都裁判所宣告明治7年10月27日、【梟3-京22】京都裁判所宣告明治8年4月19日（放火も随伴）、【絞0-京12】京都裁判所宣告明治9年1月7日、【斬1-京67】京都裁判所宣告明治10年3月8日。
- 180) 【斬0-京7】京都府宣告明治2年7月19日、【斬0-京8】京都府宣告明治2年7月19日、【斬0-京10】京都府宣告明治2年7月日未詳、【梟0-京10】京都府宣告明治3年7月4日。【斬0-京19】京都府宣告明治3年月日未詳。【斬0-京17（牢死）】京都府が刑部省へ再申明治3年2月13日、【絞0-京1】京都府宣告明治5年4月5日、【絞0-京2】京都裁判所宣告明治5年10月23日、【絞0-京4】京都裁判所宣告明治6年1月31日（捕手の番人を負傷させたが、窃盗律で絞罪とされた）、【絞0-京5】京都裁判所宣告明治6年2月19日、【絞0-京7】京都裁判所宣告明治6年5月29日（詐欺も随伴）、【絞0-京10】京都裁判所宣告明治8年5月9日。
- 181) 【梟0-京8（牢死）】京都府が刑部省へ再申明治2年12月23日、【梟0-京13】京都府宣告明治3年7月日未詳、【斬0-京18】京都府宣告明治3年7月日未詳、【梟0-京14（牢死）】京都府が辨官へ上申明治3年12月25日、【梟0-京15（牢死）】京都府が辨官へ上申明治3年12月25日、【梟0-京17（牢死）】京都府が辨官へ上申作成明治3年月日未詳、【梟0-京18】京都府宣告明治4年12月23日、【梟0-京20】京都裁判所宣告明治6年3月10日。
- 182) 【斬0-京58】京都裁判所宣告明治8年9月30日、【斬0-京69】京都裁判所宣告明治10年3月8日、【斬0-京70】京都裁判所宣告明治10年5月14日、【斬0-京71】京都裁判所宣告明治10年9月10日、【斬0-京73】京都裁判所宣告明治11年6月28日、【斬0-京74】京都裁判所宣告明治11年9月2日。
- 183) 詐欺・恐喝等として、【斬0-京12】京都府宣告明治2年12月29日。

表12 京都府史収録死刑宣告事件：罪種別件数

	梟首・梟示	刎首・斬罪	絞首	自裁	合計
強盗等	11	48	2	0	61
殺人等	3	13	4	1	21
窃盗等	1	5	6	0	12
通貨偽造等	7	1	0	0	8
放火等	0	6	0	0	6
詐欺・恐喝等	0	1	0	0	1

が死亡する事例ばかりではなく、被害者の死亡、ひいては傷害すら生じていない単純な強盗が相当数が含まれている。また、窃盗等、通貨偽造等、放火等、詐欺・恐喝等は、いずれも被害者の死亡を生じさせていない事案ばかりである。

このように、明治初期には、被害者の死亡を生じさせない少なからぬ罪種において死刑が宣告されていた。そうだとすると、特に死亡した被害者がいない事案において、どのような場合に死刑が宣告されていたのかを明らかにすることが当時の死刑宣告の動向を探るために最も求められることとなろう。

## 5 死刑宣告された者の年齢

死刑が宣告された者のうち、申稟又は宣告等から年齢が把握できる者139人について見ると、死刑が宣告された者の年齢の中央値は25歳、平均は27.3歳、標準偏差は8.08歳であった（表13）。最も若いのは16歳（2人）<sup>184)</sup>であり、最も高齢であるのは、62歳<sup>185)</sup>であった。

これを執行方法別に見ると、梟首・梟示は、18歳から49歳までの者に宣告されており、その中央値は23歳、平均は28.5歳、標準偏差6.36歳であった。刎首・斬首は、16歳から62歳までの者に宣告されており、その中央値は25歳、平

184) 【斬1-京41】京都裁判所宣告明治6年3月10日、【斬0-京69】京都裁判所宣告明治10年3月8日。

185) 【斬0-京6（牢死）】京都府が刑部省へ上申明治2年3月25日（明治3年3月25日の誤記と思われる）。



明治初期の死刑宣告の動向

表13 京都府史収録死刑宣告事件：年齢別人数

	梟首・梟示	刎首・斬首	絞首	自裁	合計
7～9歳	0	0	0	0	0
10～14歳	0	0	0	0	0
15～19歳	2	11	0	0	13
20～24歳	9	37	2	1	49
25～29歳	2	31	6	0	39
30～34歳	1	17	0	0	18
35～39歳	3	3	2	0	8
40～44歳	1	5	0	0	6
45～49歳	2	0	1	0	3
50～54歳	0	1	0	0	1
55～59歳	0	0	0	0	0
60～64歳	0	2	0	0	2
65～69歳	0	0	0	0	0
70～74歳	0	0	0	0	0
75～79歳	0	0	0	0	0
80～84歳	0	0	0	0	0
85～89歳	0	0	0	0	0
人数	20	107	11	1	139
中央値	23	25	29	24	25
平均	28.5	26.8	29.6	24	27.3
標準偏差	6.36	9.43	7.92	0	8.08

均は26.8歳、標準偏差は9.43歳であった。絞首は、21歳から45歳までの者に宣告されており、その中央値は29歳、平均は29.6歳、標準偏差は7.92歳であった。

このように、中央値及び平均は全体及び各執行方法において20歳代であった。死刑が宣告された年齢のボリュームゾーンは、20歳代前半（35%）であり、20歳代後半（28%）とあわせると、63%と6割を超えており、20歳代の者が多数を占めていた。

死刑が宣告された年齢の標準偏差は、最も大きい刎首・斬首でも10歳に満たず、死刑が宣告された者は、10歳代後半から30歳代前半に集中していたことが分かる。

表14 京都府史収録死刑宣告事件：職業別人数

	梟首・梟示	刎首・斬首	絞首	合計
僧尼	1	3	1	5
医業	1	1	0	2
農業	0	13	2	15
工業	2	10	1	13
商業	5	18	3	26
その他	3	7	1	11
無職等	7	46	2	55
不明	6	18	2	26

## 6 死刑宣告された者の職業

死刑が宣告された154人について、表4に倣って職業別に分類すると、無職等（無職又は無職と考えられる者）が55人（36%）と最も多く、次いで、商業が26人（17%）となっており、農業は15人（10%）に過ぎない（表14）。京都府の統計数値が明治元年乃至同11年の期間であるため単純な比較はできないが、明治10年の全国の統計において農業（47%）が最も多かったのと比べると（表3参照）、相当の差がある。

この理由として、当時、京都府内には、商業や工業に従事する者が多く、さらに無職等の者が大量に流入していたことが考えられる。その結果として、死刑を宣告された農業に従事する者の割合が小さくなったと推察される。

## 7 手続

### (1) 明治元年に申稟、指令及び宣告を行った主体

京都府史に登録されている死刑事件のうち、最も古いものは、明治元年12月に宣告された9件である<sup>186)</sup>。これらの事件においては、申稟、指令及び宣告

186) 【梟0-京1】京都府宣告明治元年12月日未詳、【梟0-京2】京都府宣告明治元年12月日未詳、【梟0-京3】京都府宣告明治元年12月日未詳、【梟0-京4】京都府宣告明治元年12月日未詳、【斬0-京1】京都府宣告明治元年12月日未詳、【斬0-京2】京都府宣

を行った主体は記載されていない。

第3章において紹介したように、同年閏4月27日の政體書（明治元年第331號（太政官））に基づいて刑法官が置かれるとともに、同年8月5日の京都府職制（明治元年第610號）に基づいて京都府の市政局及び郡政局にそれぞれ斷獄方が設置され、刑法官及び京都府の双方が捕亡司又は捕亡方を置いていた。そのため、明治元年に申稟及び宣告を行ったのが刑法官である可能性と京都府である可能性があるが、京都府史に登載されていることからすると、京都府が申稟及び宣告を行った可能性が高いように思われる。実際、明治2年になると、京都府から刑法官へ再申した事案<sup>187)</sup>が見受けられるようになることから、明治元年末においても、京都府が申稟及び宣告を行ったものと考えてよいだろう。申稟を行った主体が京都府であると明示されて京都府の印が押されるのは、明治2年末のことである<sup>188)</sup>。もっとも、申稟等の主体として京都府という機関が記載されるのみで、官職を伴う個人名が記載されることはなかった。

一方、指令を行ったのは、第4章において紹介したように、明治元年11月13日の太政官無號により、奏裁又は勅裁が求められていたことから、中央政府であることは確実である。もっとも、刑法官であったのかを含めて、中央政府のどの機関であったのかは、やはり定かでない。

## (2) 伺の宛先の変遷

第3章において紹介したように、明治2年7月8日の職員令（明治2年太政官布告622號）によって刑部省が設置されると、申稟を出し、指令が到着したものの、指令の到着前に牢死した事案<sup>189)</sup>において、京都府から刑部省へ被告

---

、告明治元年12月日未詳、【斬0-京3】京都府宣告明治元年12月日未詳、【斬0-京4】京都府宣告明治元年12月日未詳、【斬1-京5】京都府宣告明治元年12月日未詳。

187) 例えば、【梟1-京5（牢死）】京都府が刑法官へ再申明治2年5月3日、【斬0-京11】京都府宣告明治2年12月19日（申稟は同年6月13日）。

188) 【梟0-京9】京都府宣告明治2年12月29日。

189) 例えば、【斬0-京6（牢死）】京都府が刑部省へ再申明治2年3月25日（明治3年3月25日の誤記と思われる）、【梟0-京8（牢死）】京都府が刑部省へ再申明治2年12月23日（問移についても記載されている）。

人が牢死したことと遺体の扱いについて再申がなされている。

その後、明治3年末以降になると、同じく牢死の場合の上申は、京都府から辨官へ行われるようになった<sup>190)</sup>。辨官は、前述の職員令により太政官に設けられた大辨3人、中辨5人、少辨6人の総称であり、「掌受付内外庶務」とされていた。

明治4年7月14日に「藩ヲ廢シ縣ヲ被置候事」（明治4年太政官布告第353號）として廢藩置県がなされたことに併せて、「辨官被廢候事」（明治4年太政官沙汰第356號）として辨官が廃止され、同年7月29日に「太政官職制左ノ通被定候事」として、太政官に①太政大臣、納言、參議以下から構成される正院、②議長、一等議員以下から構成される左院、③諸省長官次官から構成される右院がそれぞれ設置された。

同年8月4日には、「辨官被廢候ニ付テハ自今諸願伺届等總テ史官宛ニテ可差出事」（明治4年太政官第392號）として、願、伺及び届は、史官に宛てて差し出すよう求められていたが、8日後の同年8月12日になると、「辨官被廢候ニ付テハ自今諸願伺届等總テ史官宛ニテ可被差出旨過日御達相成候處諸省ノ分自今正院宛ニテ可被差出候此段申入候也」（明治4年太政官第403號（史官））として史官から正院へ宛てるよう変更された。史官に宛てるよう求められていた期間がわずか8日間だったこともあってか、京都府から史官に宛てた申稟等は確認できなかった。一方、京都府が即決により臬示とした事案について、明治4年末に「正院エノ申移ニ曰ク」として、「即決所置ノ御規則ニ基キ今廿三日於粟田口臬示申付候此段致御届候也」と正院へ届出を行った事案が見受けられる<sup>191)</sup>。

この時期には、指令を行った機関については、なお記載されていなかった。

第3章において紹介したように、明治4年7月9日に設置された司法省（明

190) 【梟0-京14（牢死）】京都府が辨官へ上申明治3年12月25日、【斬1-京21】京都府宣告明治4年4月10日（いずれも「辨官御中」との記載がある）。

191) 【梟0-京18】京都府宣告明治4年12月23日。第4章において論じたように、本件において即決で宣告がなされた理由及びその後の対応については、不明である。

治4年太政官布告第336號)は、明治5年8月3日の司法職務定制(明治5年太政官無號)により、「全國ノ死刑ヲ論決ス」(同10條)ることとなった。これに伴い、京都府知事は、被告人を死刑とする伺を司法卿へ出すこととなった。同年8月20日には、京都府知事は、被告人を斬首とする伺を司法卿へ出し、その後、被告人が牢死したため、同知事から司法卿へ再申を行なっている<sup>192)</sup>。この事案では、これまで申稟等の主体としては京都府という機関が記載されるのみであったところ、申稟において、知事、参事、權参事、七等出仕の官職と個人名が初めて記載された。また、指令において司法省の印が初めて押され、指令を行なった主体が初めて明示された。このように、明治5年8月以降、申稟及び指令においてその主体がそれぞれより詳細に又は初めて明示されることとなった。

### (3) 京都裁判所による宣告

第3章において紹介したように、明治5年8月3日の司法職務定制により、府縣裁判所の設置が決められ、同年10月7日に京都裁判所が設置されることとなった。京都裁判所による死刑の宣告が初めて見受けられるのは、明治6年1月31日の6件である<sup>193)</sup>。

裁判所の設置により、伺を出す主体は、知事から判事に代わった。前記明治6年1月31日の事件においては、司法少判事が<sup>194)</sup>司法卿及び司法大輔に宛てて<sup>195)</sup>被告人を死罪とする伺を出している。一方、指令の主体は再び記載され

192) 【斬0-京28(牢死)】京都府が司法卿へ再申明治5年9月15日。

193) 【斬0-京32】京都裁判所宣告明治6年1月31日、【斬0-京33】京都裁判所宣告明治6年1月31日、【斬0-京34】京都裁判所宣告明治6年1月31日、【斬0-京35】京都裁判所宣告明治6年1月31日、【斬1-京36】京都裁判所宣告明治6年1月31日、【絞0-京3】京都裁判所宣告明治6年1月31日。

194) 【斬0-京33】京都裁判所宣告明治6年1月31日、【斬0-京34】京都裁判所宣告明治6年1月31日、【斬1-京36】京都裁判所宣告明治6年1月31日、【絞0-京3】京都裁判所宣告明治6年1月31日。【斬0-京32】京都裁判所宣告明治6年1月31日及び【斬0-京35】京都裁判所宣告明治6年1月31日は、京都裁判所が設置される以前に知事らにより伺が出されている。

195) 【斬0-京35】京都裁判所宣告明治6年1月31日においては、知事らが「司法省卿輔」に宛てて伺を出している。

なくなっている<sup>196)</sup>。

その後、【梟0-京20】京都裁判所宣告明治6年3月10日以降の事件には、申稟に「京都裁判所調 掛」として事件担当者の氏名が記載されるようになる。この担当者は、当初、司法少判事ほか2名の計3名であったが、【斬2-京48】京都裁判所宣告明治7年2月14日以降は、2名となった。

また、指令における主体は、【斬0-京42】京都裁判所宣告明治6年6月4日において、再び司法省の印が押されて明示されるようになった。

明治7年1月28日、検事職制章程司法警察規則（明治7年太政官達第14號）が定められ、大検事、権大検事、中検事、権中検事、少検事、権少検事が置かれた（同章程1條）。また、口供に関しては、第4章において紹介した明治6年2月24日の斷獄則例（明治6年司法省第22號）において「会同ノ員判事一名 検事一名 解部一名 判事専ラ推問ニ任シ 解部口供ヲ登記シ 検事傍ニ在テ查核ス」（同第2則）とされていたが、「已ニ犯罪ヲ具状シテ判事ニ付ス 鞫獄已ニ畢テ 検事其口書ヲ審閲シ 意見ナキモノハ之ニ檢印シ 亦タ判事ニ付ス 若シ異見アルトキハ亦之ヲ判事ニ述フ」とされた（同章程5條）。

これを受けて、【梟1-京21】京都裁判所宣告明治7年5月31日以降の事件においては、「京都裁判所調 掛」として権中検事ほか3名が記載されるようになった。

その後、【斬0-京61】京都裁判所宣告明治9年4月14日以降の事件においては、「京都裁判所調 掛」として、七等判事ら3名が記載されるようになり、検事から判事へ担当者が戻ることとなった。もっとも、間もなく、この担当者は、「主」及び「副」の計2名となったが<sup>197)</sup>、【斬2-京66】京都裁判所宣告明治10年3月8日以降は再び3名となった<sup>198)</sup>。

196) 【斬0-京33】京都裁判所宣告明治6年1月31日、【斬0-京34】京都裁判所宣告明治6年1月31日、【斬1-京36】京都裁判所宣告明治6年1月31日、【絞0-京3】京都裁判所宣告明治6年1月31日。

197) 【斬0-京63】京都裁判所宣告明治9年5月19日。

198) 【斬2-京66】京都裁判所宣告明治10年3月8日においては、「滋賀縣裁判所調 掛」として七等判事ら3名が記載されている。また、例えば、【斬1-京72】京都

(4) 大阪上等裁判所への罪案差出

第4章において紹介したように、明治8年5月24日の大審院職制（明治8年太政官布告第91號）においては、上等裁判所判事が管内の府縣を巡回して死刑事件を審理し、大審院から批可を得て死刑を執行することが求められていた（上等裁判所職制第二、巡迴裁判規則第一、第四、上等裁判所章程3條）。また、府縣裁判所は、「死罪ハ文案證憑ヲ具ヘ被告人ヲ勾置シ以テ巡迴判事ヲ待ツ」（同職制の府縣裁判所章程4條）とされていた。もっとも、同年12月10日の明治8年太政官布告第190號は、「本年五月第九拾壹號〔筆者注：大審院職制〕ヲ以テ巡回裁判規則布告候處當分ノ内府縣裁判所ニ於テ罪案證憑擬律案ヲ具シ上等裁判所ヘ差出シ上等裁判所ニ於テ之ヲ罪案檢査シ罪責明白ニシテ巡回再審ヲ要セサルモノハ直ニ大審院ノ批可ヲ請ヒ原府縣裁判所ヘ還付シ決行セシメ候條此旨布告候事」とし、巡迴裁判による再度の審理が不要と考えられる場合には、上等裁判所が直ちに大審院へ批可を求めることができると規定し、その際、府縣裁判所が罪案に証拠及び擬律案を併せて上等裁判所へ差出すことを求めている。

これを受けて、明治9年1月15日に京都裁判所長から大阪上等裁判所長へ罪案等が差出されている<sup>199)</sup>。この時期には、罪案を大阪上等裁判所検事や大阪上等裁判所検事局に宛てたものもあり<sup>200)</sup>、やや揺れが見られる。

大阪上等裁判所が大審院へ批可を請い、批可を得たことまで記載されている事件もある。【斬2-京66】京都裁判所宣告明治10年3月8日は、大審院長代理

---

↘裁判所宣告明治11年6月12日においては、「京都裁判所調掛」として判事ら3名が記載されている。

199) 【斬0-京61】京都裁判所宣告明治9年4月14日。

200) 例えば、【斬0-京63】京都裁判所宣告明治9年5月19日及び【斬0-京65】京都裁判所宣告明治9年8月28日は、いずれも、京都裁判所長から大阪上等裁判所検事へ宛てたものと及び京都裁判所から大阪上等裁判所検事局へ宛てた者が併記されている。また、【斬1-京72】京都裁判所宣告明治11年6月12日は、京都裁判所長から大阪上等裁判所検事局へ、【斬0-京74】京都裁判所宣告明治11年9月2日は京都裁判所から大阪上等裁判所検事へ宛てている。一方、【斬0-京64】京都裁判所宣告明治9年6月17日は、京都裁判所長から大阪上等裁判所長へ宛てている。

へ宛てて、斬首の批可を請い、大審院が可として押印したことが記録されている。

また、同じく第4章において紹介したように、明治8年10月30日の明治8年司法省達第37号により、被告人の宗門について記載するよう求められたことから、【斬0-京61】京都裁判所宣告明治9年4月14日以降の事件においては、真宗、禅宗等の宗門が記載されることとなった。また、同事件以降、拷問がなされた場合にはその回数も記載されている。

## 8 女性に対する宣告

女性に対する死刑の宣告は、4件（4%）、4人（3%）に行われている<sup>201)</sup>。

死刑執行方法別に見ると、梟首・梟示が1件、刎首・斬首が2件、絞首が1件である。

宣告年別に見ると、明治6年及び同9年にそれぞれ2件ずつであり、いずれも新律綱領頒布後である。このうち、改定律例施行前のものが1件、施行後のものが3件である。

死亡した被害者数別に見ると、1名が1件<sup>202)</sup>、0名が3件<sup>203)</sup>である。

罪種別に見ると、殺人等が2件<sup>204)</sup>、強盗等が1件<sup>205)</sup>、通貨偽造等が1件<sup>206)</sup>である。

当時の女性の被告人に対する死刑の宣告はどのように規定されていたのであろうか。

---

201) 【梟0-京20】京都裁判所宣告明治6年3月10日、【斬1-京45】京都裁判所宣告明治6年9月18日、【斬0-京65】京都裁判所宣告明治9年8月28日、【絞0-京12】京都裁判所宣告明治9年1月7日。

202) 【斬1-京45】京都裁判所宣告明治6年9月18日。

203) 【梟0-京20】京都裁判所宣告明治6年3月10日、【斬0-京65】京都裁判所宣告明治9年8月28日、【絞0-京12】京都裁判所宣告明治9年1月7日。

204) 【斬1-京45】京都裁判所宣告明治6年9月18日、【絞0-京12】京都裁判所宣告明治9年1月7日。

205) 【斬0-京65】京都裁判所宣告明治9年8月28日。

206) 【梟0-京20】京都裁判所宣告明治6年3月10日。



假刑律は、名例律の婦女犯罪條において、「凡婦女ハ姦犯殺傷盜賊且死罪ヲ犯候者迄刑ニ處ス餘罪ハ生テス情重ク免シ難キモノハ一概ニ免サス若法或ハ贖臨時論定」として、死刑を宣告することを認めていた。

新律綱領は、卷二の名例律下の婦女犯罪條において、「凡婦女。死罪。……ヲ犯ス者ハ。各律ニ依テ斷決シ」として、女性であっても、死刑に当たる犯罪を実行した者に対して、男性と同様に死刑を宣告することとしていた。一方、首卷の贖罪取贖例圖及び過失殺傷贖罪圖において、贖罪又は取贖の対象となり得るとされていた。

改定律例は、卷一の名例律の婦女犯罪條例（同39条）も、「凡婦女。不孝。姦。盜。人命。放火ノ徒罪以上ヲ犯ス者ハ。各律ニ依テ斷決シ」として、罪種を限定したものの、死刑に当たる犯罪を実行した者に対して、死刑を宣告することとしていた<sup>207)</sup>。一方、首卷の改正贖罪取贖例圖及び過失殺傷贖罪圖において、贖罪又は取贖の対象となり得るとされていた。

このように、当時、罪種が限定されることがあったものの、女性の被告人に対しても、死刑を宣告することが認められていた。実際に、上述のように、4件4人の女性の被告人に対して死刑が宣告されている。上述のように、新律綱領及び改定律例においては、贖罪又は取贖の対象となり得るとされていたものの、それらの対象とされたことが記載されていないことから、4人の女性の被告人は執行された模様である。

もっとも、女性であることが後述の情法酌量の因子となっていた可能性がある。【斬0-京65】京都裁判所宣告明治9年8月28日は、改定律例において斬罪とされるべきところ、何ら財物を得なかったことに藉口して絞首とする伺が出されている。この事案では、斬罪とする指令を受けて斬罪が宣告されているが、被告人が女性であったことや61歳と高齢であったことが併せて斟酌されて斬罪よりも軽い絞首を求める伺が出された可能性がある。

207) 卷一の名例律の婦女犯罪條例（同40条）は、「凡華土族ノ婦女。不孝。姦。盜。人命。放火ノ罪ヲ犯シ。懲役……一年以上ハ並ニ。本刑ヲ加フ。」としていた。

## 9 假刑律の適用状況

ところで、假刑律が適用され得た明治元年より同3年までの間に死刑が宣告された37件のうち、假刑律を適用したことを明示する申稟、口供、指令又は宣告は見当たらない。新律綱領及び改定律例頒布後に新律綱領又は改定律例の律名や条数を摘示するものが多数見受けられるのとは対照的である。

この時期には、例えば、「此者共所々ニ於テ強盜致シ其上金数莫大ニ及ヒ候段重々不届ニ付臬首」（【梟0-京1】京都府宣告明治元年12月日未詳の指令）のように、死刑を賦科する法的根拠を示すことなく、申稟、指令又は宣告において、「不届」、「重々不届」、「不届至極」等の評価を加え、死刑を宣告するのが一般的であった。

もっとも、この時期の一部の事件においては、幕府法を参考に量刑判断を行ったことを明示するものがある。これらの事件は、新律綱領頒布前に死刑が宣告されたものが7件、さらに、新律綱領頒布後に死刑が宣告された事件のうち、申稟が新律綱領頒布前になされたものが2件である。第5章において紹介した順に挙げると、以下の通りである。

- ・「賈金銀拵候者引廻之上磔ト有之旧幕律江引當り候然ル處磔刑者君父ヲ弑スル大逆ニ限り其他重罪ハ臬首ニ換へ候御主意ニ付則臬首可申付哉」（【梟0-京8（牢死）】京都府が刑部省へ再申明治2年12月23日）
- ・「盗ニ入刃物ヲ以人ニ疵付候者獄門ト有之旧幕律ニ引當り則臬首可申付哉」（【梟0-京9】京都府宣告明治2年12月29日）
- ・「盗ニ入刃物ニ而人ニ疵付候者<sup>盜物持主江</sup>獄門ト有獄門ト有之旧幕律ニ引當臬首可申付哉」（【梟0-京11】京都府宣告明治3年7月4日）
- ・「似セ金銀取拵候者引廻之上<sup>（ツツ）</sup>磔ト有之故幕律江引當臬首可申付哉」（【梟0-京13】京都府宣告明治3年7月日未詳）
- ・「致追落候者死罪ト有之旧幕律ニ引當勿首可申付哉」（【斬0-京6（牢死）】京都府が刑部省へ再申明治2年3月25日〔明治3年3月25日の誤記と思われる〕）
- ・「相手ヨリ不法之儀ヲ仕掛ケ無是非及刃傷人ヲ殺候者遠島ヲ有之舊幕律エ引當終身流刑可申付哉」（【斬1-京14】京都府宣告明治2年月日未詳）
- ・「追剥致シ候者獄門ト有之旧幕律へ引當臬首可申付哉」（【斬0-京16（牢死）】京都

## 明治初期の死刑宣告の動向

府が刑部省へ上申明治3年2月8日)

- ・「旧幕律盜可致ト徒黨致シ人家エ押込候者頭取獄門同類死罪ト有之ヶ条エ引當……斬罪可申付哉」(【斬0-京20】京都府宣告明治3年月日未詳)
- ・「旧幕律盜可致ト徒黨致シ人家エ押込候モノ頭取獄門同類死罪ト有之ヶ条江引當候得ハCハ梟示 NM KT 儀刎首相当候處為負疵候様之儀ハ不致答之旨雖申住持殺害之廉へ付テハ人ヲ殺盜致シ候者引廻之上獄門ト有之C NM KT 儀人命ヲ断チ致盜候者之同類ニ付右三人共梟示可申付哉」(【斬1-京21】京都府宣告明治4年4月10日。申稟は明治3年12月23日)
- ・「強盜致シ候者獄門ト有之旧幕律へ引當梟首可申付哉」(【斬0-京24】京都府宣告明治4年月日未詳。申稟は明治3年正月)

これらは、いずれも、「旧(舊)幕律」に引き当たった際にどのような刑罰が規定されていたかを踏まえて、妥当と考えられる刑罰を申稟している。また、【梟0-京8(牢死)】京都府が刑部省へ再申明治2年12月23日は、その内容から、假刑律ではなく、第2章において紹介した明治元年10月晦日の行政官布達(明治元年布達第916号)に依拠していることが明らかである。

これらからすれば、假刑律が適用されたとすればその可能性が高いとされる京都府においてすら、假刑律が適用され得た明治元年より同3年までの間、假刑律が適用されたことは確認できなかったことから、少なくとも死刑に関係する場面では、京都府において假刑律は適用されなかったと考えるのが妥当である。

もっとも、死刑判断において、「不届」、「重々不届」、「不届至極」等の評価を行なうに当たって、假刑律の規定が全く影響していないとまでは即断できない。この点は、各執行方法の死刑宣告を分析するに当たって、假刑律の規定と比較対照しつつ、検討することとしたい。

## 10 情状酌量(情法酌量)

律系の刑法典は、情状酌量を許さないことから、機械的に死刑が選択され、宣告されていたと言われることが多い。

その後、第4章において紹介した通り、「凡罪ヲ斷スル正條アリト雖所犯情

状輕キ者ハ仍ホ情法ヲ酌量シテ輕減スルコトヲ聽シ減シテ五等ヲ過ルコトヲ得ス」(明治7年太政官布告134號)により、情法酌量(情状酌量)が認められるようになった。

もっとも、京都府史収録の死刑宣告事件には、それ以前から、情法酌量がなされていたことを示す事案もある。【斬1-京45】京都裁判所宣告明治6年9月18日である。

本件は、27歳の女性が雇い先の主人の弟が他家の雇人と姦通した結果生まれた男児を主人の弟が引き取ったものの、家庭内が不和となったことから、同女が貰い受け先を探すこととなったものの、主家からは1両しか用立ててもらえず、求められた3両が支払えなかったため、川に同児を投げ込んで殺害した事案である。

京都裁判所は、殺害に至る事情を踏まえ、「主家ノ混乱ヲ憂フルノ情切ナルヨリ右ノ次第二及ヒタル者ニテ事情最モ憫諒スベシ減等ノ御沙汰筋ハ有之間敷裁何分ノ御指揮奉伺候也」として、斬罪を宣告すべきか否かを含めて伺を出した。

これに対し、司法省は、「嬰兒ヲ水ニ投シテ殺死スルハ主家ノ混乱ヲ憂フルニ出ストイエトモ人命至重律ニ於テ恕スルノ道ナシ由」として、斬罪を宣告するよう指令した。

司法省は、京都裁判所の伺に対し、「嬰兒ヲ水ニ投シテ殺死スルハ主家ノ混乱ヲ憂フルニ出ストイエトモ」として、犯行の動機が被告人に有利な事情であることを認めている。もっとも、「人命至重律ニ於テ恕スルノ道ナシ由」として、宥恕する選択肢がないとされた。仮に保護法益が人命以外の、例えば財産等であれば、情法酌量の対象となり得るかのようには解することができるようにも思われる。

## 11 賠償に関する記述

【斬1-京50】京都裁判所宣告明治7年12月13日を皮切りに、いくつかの事件においては、被告人による被害者に対する賠償に関する記述が見受けられる。

こうした記述のうち、最も多いのは、無資力により賠償が困難であることを示すものである。例えば、上述の【斬1-京50】京都裁判所宣告明治7年12月13日は、「無力ニ付賠償難出来候事」とし、【斬1-京51】京都裁判所宣告明治7年12月18日は、「無力ニテ賠償出来難ク候事」といづれも申稟及び口供において記載している<sup>208)</sup>。

一方、被害総額に比してごくわずかな割合であっても、賠償した金額を記載する事件もある。【斬0-京69】京都裁判所宣告明治10年3月8日は、被害総額11円80銭1厘5毛のうち14銭2厘（1.2%）を賠償したのみであり、【斬0-京71】京都裁判所宣告明治10年9月10日に至っては、被害総額18円33銭5厘のうち1銭5厘（0.08%）を賠償したに過ぎないものであるが、その旨が記載されている。

また、【斬1-京68】京都裁判所宣告明治10年3月8日のように、被告人が被害者に対して資力の限り賠償したいとの意向を示したことを記載している事件もある。

このように、明治7年以降のいくつかの事件において、賠償に関する記述が見受けられるのはなぜか。

まず、第4章及び本章において紹介したように、この時期になると、実務上、情法酌量が行われるようになっていた上、明治7年12月18日に頒布された明治7年太政官布告134號が「凡罪ヲ斷スル正條アリト雖所犯情狀輕キ者ハ仍ホ情法ヲ酌量シテ輕減スルコトヲ聽シ減シテ五等ヲ過ルコトヲ得ス」として、情法酌量を認めたことから、裁判所が被告人の情状を判断するための一資料として、被告人による被害者に対する賠償の可否、程度及び意向を明らかにする必要が生じたことが理由の1つとして考えられよう。

また、同じく第4章において紹介したように、新律綱領及び改定律例が定め

---

208) このほか、【斬1-京53】京都裁判所宣告明治8年3月19日、【斬0-京61】京都裁判所宣告明治9年4月14日、【斬0-京63】京都裁判所宣告明治9年5月19日、【斬0-京70】京都裁判所宣告明治10年5月14日、【斬1-京72】京都裁判所宣告明治11年6月12日の5件が同様の記載をしている。

た贖罪及び収贖の制度を踏まえて、被告人による被害者に対する賠償が意識されるようになったことも影響している可能性がある。

もっとも、賠償に関する記述は、この時期以降の全ての事件で見受けられるわけではない。なぜ、一部の事件だけにこうした記述が見られるのかは明らかではない。

## 12 分析の方法

以下では、第5章において紹介した京都府史収録の全死刑宣告事件を分析し、明治初期の死刑宣告の動向を探ることとする。

検討は、執行方法ごとに、重い執行方法から、すなわち、梟首・梟示、刎首・斬罪、絞首の順に行う。その際、まず、各執行方法を法定刑として規定する假刑律及び新律綱領・改定律例の犯罪類型を紹介した上で、それらの規定の適用の有無も含めて、死刑宣告の動向を分析することとしたい。なお、自裁については、1件しか宣告されていないため、分析を行なわないこととした<sup>209)</sup>。

\* 本研究は、2020年度関西大学研修員研修費及び同年度学術研究員研究費によって行いました。

\* 本誌71巻1号掲載の拙稿「明治初期の死刑宣告の動向——京都府史登載の全死刑宣告事件を素材に——(1)」に誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

16頁 本文2段落目2行目

(誤) その後の修改により、刎が廃止された。

(正) その後の修改により、斬が廃止された。

---

209) 閏刑である自裁は、明治5年の1件のみであった。【自1-京1】京都裁判所宣告明治5年10月27日。この事件は、殺人等に当たるものであり、斬罪となるべきところ、被告人が悔悟して自首したため、自裁が宣告された。